

令和7年1月30日
第八管区海上保安本部
海上保安学校

第八管区海上保安本部・海上保安学校 定例記者懇談会

1 日時

令和7年1月30日（木）午前10時00分から

2 場所

舞鶴港湾合同庁舎2階 第1会議室

3 発表事項

＜第八管区海上保安本部＞

● 2024年における海上犯罪取締りの状況【警備救難部刑事課】

2024年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県）における海上犯罪の取り締まり状況及び送致件数について説明いたします。

4 業務説明

＜第八管区海上保安本部＞

● 厚生課のお仕事【総務部厚生課】

職員に対する後方支援業務の1つである「福利厚生業務」について、当庁の独自性を踏まえて説明いたします。

令和7年2月業務予定

日	曜	業務内容	備考
	継続		
1	土		上旬
2	日		
3	月		
4	火		
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		中旬
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		下旬 次回記者懇談会 2月27日(木)予定
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		



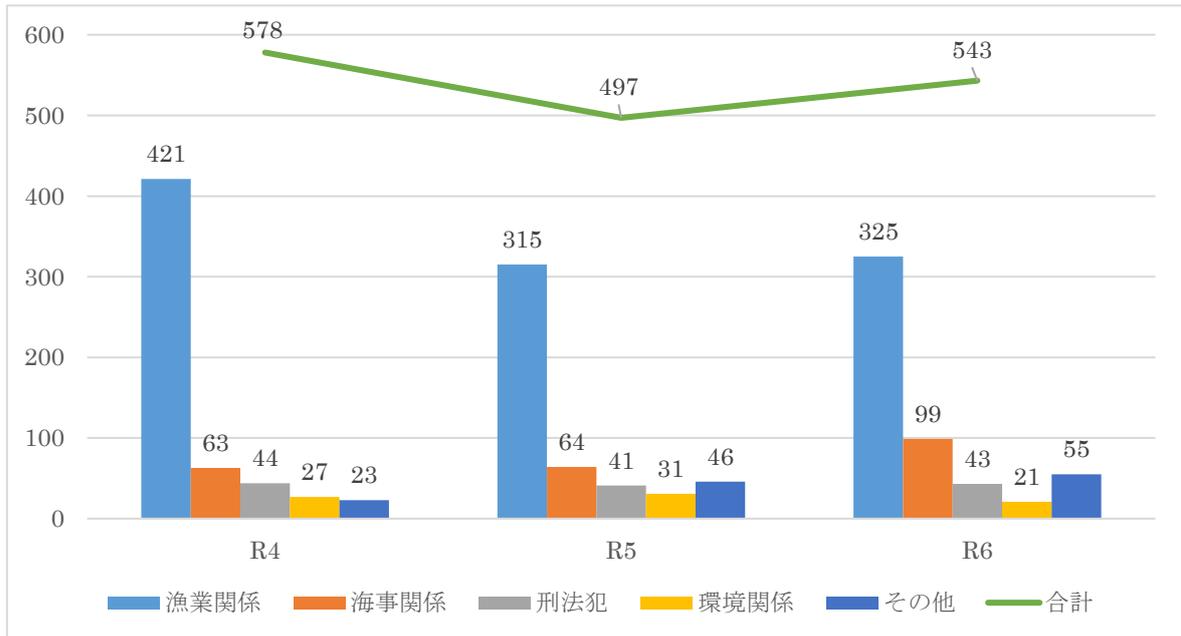
問合せ先：第八管区海上保安本部
警備救難部刑事課長
高田公恭
TEL0773-76-4100（内線 3170）

令和7年1月30日
第八管区海上保安本部

2024年における海上犯罪取締りの状況

- ◇ 2024年の第八管区海上保安本部（舞鶴市）管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県）における海上犯罪の送致件数は、543件（前年比46件増）。
- ◇ 主な犯罪は密漁等の漁業関係法令違反で、送致件数は前年比10件増の325件。

1 年別 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
R6	325(60%)	99 (18%)	43 (8%)	21(4%)	55 (10%)	543
R5	315(63%)	64 (13%)	41 (8%)	31(6%)	46 (9%)	497
R4	421 (73%)	63 (10%)	44 (7%)	27 (5%)	23 (4%)	578

※ その他：電波法違反、遊漁船業の適正化に関する法律違反等

2 法令別送致状況

(1) 漁業関係法令違反

- 漁業関係法令違反の送致件数は325件（前年比10件増）でした。
- 漁業関係法令違反のうち、さざえ、あわび等の沿岸密漁事犯が、322件を占めています。

【事例：鳥取海上保安署】

令和6年7月、鳥取県岩美郡岩美町の岩場で、女性1名が、さざえ160個を採捕したため、漁業法違反等で検挙しています。

密漁したさざえ



※ 漁業者からの要請を受け、沿岸警戒及び取締りに努めています。

沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し、資源保護に努めているなか、漁業者では無い一般の方がレジヤーに扮して密漁する事案が後を絶ちません。

(2) 海事関係法令違反

- 海事関係法令違反の送致件数は99件（前年比35件増）
- 海事関係法令違反は、
 - ・船舶の検査を受けていない等の「船舶安全法違反、船舶安全法施行規則違反」
 - ・無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」などでした。

(3) 刑法犯

- 刑法犯の送致件数は43件（前年比2件増）
- 刑法犯は、
 - ・パナマ船籍船内で発生した殺人未遂事件
 - ・船舶同士の衝突や船内作業中に負傷する等の「業務上過失往来危険」「業務上過失傷害」などでした。

【事例：敦賀海上保安部】

令和6年6月、福井県敦賀市の岸壁に着岸中のパナマ籍貨物船内で、ミャンマー人乗組員が、別の乗組員を殺害しようとして、工具で右頸部等を複数回突き刺す事案が発生しました。

敦賀海上保安部は、被疑者を通常逮捕し、殺人未遂の事実で送致しました。



(4) 環境関係法令違反

- 環境関係法令違反の送致件数は21件（前年比10件減）
- 環境関係法令違反は、
 - ・船舶から油を海域に排出する等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」
 - ・ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」などでした。

投棄された廃棄物

【事例：浜田海上保安部】

令和6年7月、島根県浜田市の海岸で、男性が不要となったフライパン等の一般廃棄物9.66キログラムを海上に投棄していたため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で、投棄者を検挙しました。



※ 海洋環境の保全啓発に努めるとともに、引き続き不法行為者の取締りを実施してまいります。

(5) その他法令違反

- その他法令違反の送致件数は55件（前年比9件増）
- その他法令違反は、
 - ・遊漁船業の無登録営業などの「遊漁船業の適正化に関する法律違反」
 - ・正当な理由なく刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」
 - ・無許可で船舶に無線局を開設した「電波法違反」などで、密輸・密航事犯はありませんでした。

3 今後の取り組み

第八管区海上保安本部では、引き続き関係機関と連携し、指導・啓発に努めるとともに、航空機や巡視船艇による広域監視や立入検査、取締りを実施し、地域の安全、安心に寄与するべく努めてまいります。

4 その他

上記画像を希望される社は、下記アドレス宛をご記載のうえご連絡願います。

【件名】(社名・支局名) 画像提供希望 【本文】ご担当者様及びご連絡先
(※画像をご使用される際は、「第八管区海上保安本部提供」と記載いただくようお願い致します。)

《アドレス (全て半角英数字)》 jcg8-kouhou1@mlit.go.jp

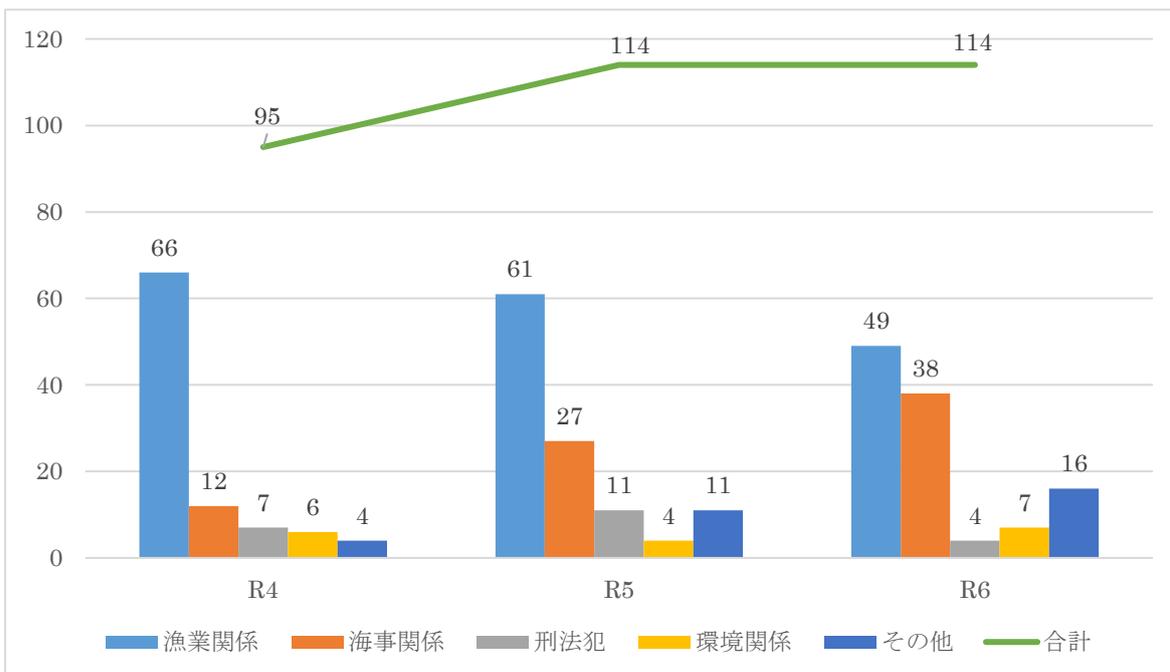
(ジ ェー・シー・ジー・エス・ハイフン・ケー・オー・ユー・エイチ・オー・ユー・ワン・アットマーク ・エム・エル・アイ・
ティー・ドット・ジー・オー・ドット・ジ ェー・ピー)

京都府の送致状況

1 年別 送致状況

京都府の送致件数は114件（八管区全体では543件）で、前年と同数でした。

主な犯罪は、八管区全体と同じく密漁事犯（漁業関係法令違反）で、送致件数は49件でした。

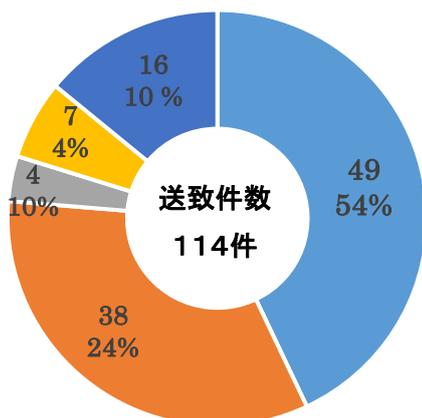


	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
R6	49(43%)	38 (33%)	4(4%)	7(6%)	16(14%)	114
R5	61(54%)	27 (24%)	11 (10%)	4(4%)	11 (10%)	114
R4	66 (69%)	12 (13%)	7 (7%)	6 (6%)	4 (4%)	95

2 法令別送致件数

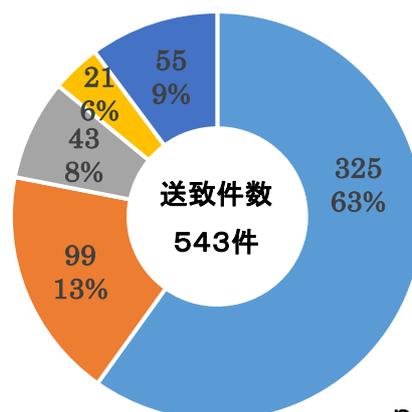
R6 京都府

■ 漁業関係 ■ 海事関係 ■ 刑法犯 ■ 環境関係 ■ その他



R6 八管区

■ 漁業関係 ■ 海事関係 ■ 刑法犯 ■ 環境関係 ■ その他



3 法令別概要

(1) 漁業関係法令違反

- 漁業関係法令違反の送致件数は49件（前年比12件減）で、このうち、貝類の沿岸密漁事犯は、48件でした。
- 京都府以外の県外者による犯行は、59%（R5年63%）。

【事例：舞鶴海上保安部】

令和6年5月、京丹後市間人の沿岸で、男性3名が、さざえ37個、たこ2匹、うに9個、あかもく182グラムを採捕したため、漁業法違反等で検挙しています。

密漁されたさざえ・たこ等



(2) 海事関係法令違反

- 海事関係法令違反の送致件数は38件（前年比11件増）。
- 内訳は、
 - ・船舶の検査を受けていない等の「船舶安全法違反」
 - ・必要な法定書類を船内に備えていなかった「船舶安全法施行規則違反」などでした。

(3) 刑法

- 刑法犯の送致件数は4件（前年比7件減）
- 船舶同士の衝突などの業務上過失往来危険（船舶事故）及び業務上過失傷害でした。

【事例：舞鶴海上保安部】

令和5年9月、久美浜湾内で、水上オートバイを使用してウェークボードを行っていた際、水上オートバイ後部座席に乗船していた男性が、ウェークボードのロープで左手の小指を切断する事故が発生し、昨年、業務上過失傷害事件として送致しました。

事故船舶



(4) 環境関係法令違反

- 環境関係法令違反の送致件数は7件（前年比3件増）
 - 内訳は、
 - ・船舶内で発生した油等を排出した「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」
 - ・自宅で不要となった廃棄物を海に捨てた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」
- でした。

(5) その他の法令違反

- その他法令違反の送致件数は16件（前年比5件増）
 - 内訳は、
 - ・正当な理由なく刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」
 - ・遊漁船業者が、利用客向けの標識を掲示していなかった「遊漁船業の適正化に関する法律違反」
- でした。